



金沢市公報

号外第14号の5

令和4年(2022年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

●告 示

○特定屋内広告物届出地区の指定について

(景観政策課) 1

○金沢市屋外広告物等に関する条例の規定に基づき市長が指定する特定屋内広告物を定めたことについて (〃) 1

○展望することができる特定屋内広告物のうち市長が指定する特定屋内広告物を定めたことについて (〃) 2

 告 示

●金沢市告示第98号

金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）第30条の3第1項の規定により特定屋内広告物届出地区を次のとおり指定したので同条第4項の規定により告示し、令和4年7月1日から効力を有するものとします。

令和4年3月31日

金沢市長 村 山 阜

位 置	区 域
広坂1丁目、広坂2丁目、上柿木畠、下柿木畠、堅町、里見町、油車、茨木町、下本多町5番丁、下本多町6番丁、鱗町、新堅町3丁目、枝町、中川除町、川岸町、杉浦町、水溜町、池田町1番丁、池田町2番丁、池田町3番丁、池田町4番丁、池田町立丁、十三間町、十三間町中丁、大工町、柿木畠、木倉町、片町1丁目、片町2丁目、香林坊1丁目、香林坊2丁目、高岡町、武蔵町、下堤町、博労町、青草町、上近江町、下近江町、十間町、下松原町、西町3番丁、西町4番丁、西町藪ノ内通、山田屋小路二番丁、尾山町、南町、上堤町、長町1丁目、長町2丁目、長町3丁目、中央通町、長土塀1丁目、長土塀2丁目、長土塀3丁目、昭和町、芳賀1丁目、芳賀2丁目、玉川町、六枚町、尾張町1丁目、尾張町2丁目、彦三町1丁目、彦三町2丁目、安江町、本町1丁目、本町2丁目、堀川町、此花町、笠市町、瓢箪町、渕上町、主計町、木ノ新保町、堀川新町、袋町、下新町、丸の内、大手町、橋場町、材木町、横山町、兼六元町、小将町、兼六町、並木町、東兼六町、扇町、暁町、天神町2丁目、出羽町、石引1丁目、石引2丁目、石引3丁目、石引4丁目、宝町、下石引町、飛梅町、笠舞町、本多町1丁目、本多町2丁目、本多町3丁目、菊川2丁目、幸町、野町1丁目、清川町、寺町3丁目、西堀川町、東山3丁目、観音町1丁目、観音町2丁目、昌永町及び森山1丁目の全部並びに三社町、桜町、天神町1丁目、田井町、小立野2丁目、小立野3丁目、小立野4丁目、小立野5丁目、三口新町3丁目、笠舞1丁目、笠舞2丁目、笠舞3丁目、城南1丁目、城南2丁目、菊川1丁目、野町2丁目、野町3丁目、野町4丁目、野町5丁目、増泉1丁目、御影町、中村町、白菊町、千日町、弥生1丁目、泉が丘1丁目、有松1丁目、有松2丁目、泉1丁目、泉2丁目、泉3丁目、泉野町3丁目、法島町、十一屋町、寺町1丁目、寺町2丁目、寺町4丁目、寺町5丁目、本江町、元菊町、大和町、大豆田本町、長田1丁目、中橋町、日吉町、折違町、広岡町、北安江町、七ツ屋町、北安江1丁目、東山1丁目、東山2丁目、山の上町、山ノ上町5丁目、春日町、大樋町、鳴和町、鶯町、常盤町、東御影町、子来町、八幡町、観音町3丁目、豊国町、小橋町、京町、浅野本町、浅野本町1丁目、元町1丁目、森山2丁目、元町2丁目及び鈴見台1丁目の各一部	別添図面のとおり（別添図面は、登載を省略し、金沢市都市整備局景観政策課に据え置いて一般の縦覧に供します。）

●金沢市告示第99号

金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）第30条の4第8号の規定により、市長が指定する特定屋

内広告物を次のとおり定めたので告示し、令和4年7月1日から効力を有するものとします。

令和4年3月31日

金沢市長 村 山 卓

金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）第30条の4第8号の規定により、市長が指定する特定屋内広告物は、次に掲げる特定屋内広告物とする。

- (1) 国又は地方公共団体が、公共的目的をもって表示する特定屋内広告物（国又は地方公共団体が行う競馬、競輪、宝くじ等について表示する特定屋内広告物を除く。）
- (2) 石川県又は本市が、市内に公共的目的をもって表示する特定屋内広告物
- (3) 市長が別に指定する公共的団体が、公共的目的をもって表示する特定屋内広告物

●金沢市告示第100号

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則（平成8年規則第2号）第21条の2第3項の規定により、市長が指定する特定屋内広告物を次のとおり定めたので告示し、令和4年7月1日から効力を有するものとします。

令和4年3月31日

金沢市長 村 山 卓

場所及び地域	特定屋内広告物
1 主要地方道金沢湯涌福光線広坂交差点の展望点から200メートル以内の地域	金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則第21条の2第3項各号のいずれかに該当する特定屋内広告物
2 兼六園展望台の展望点から200メートル以内の地域	金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則第21条の2第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する特定屋内広告物
3 金沢駅東広場の展望点から100メートル以内の地域	金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則第21条の2第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する特定屋内広告物
4 金沢駅西広場の展望点から100メートル以内の地域	金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則第21条の2第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する特定屋内広告物

備考 場所及び地域は、それぞれ平成26年告示第330号（展望することができる屋外広告物等の表示等の禁止に係る場所等の指定について）において指定する場所及び地域をいう。

令和4年(2022年)3月31日	印刷	発行人
令和4年(2022年)3月31日	発行	発行所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市役所
(株)共栄